

# 小田原市立桜井小学校 P T A (保護者と教職員の会) 規約と細則

## 規 約

### 第1章 名称および事務所

第1条 この会は小田原市立桜井小学校 P T A (保護者と教職員の会)といい、事務所を桜井小学校に置く。

### 第2章 目的および活動

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会での子供の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1、心身ともに健全な児童の育成に努める。
- 2、家庭と学校との緊密な連絡によって、子供の生活環境をよくし、その生活を補導する。
- 3、教育に関する調査、研究、視察を行い、会員相互の研修と親睦をはかる。
- 4、公費による教育費を充実することに努める。
- 5、その他、この会の目的に役立つ仕事をする。

### 第3章 方 针

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関との連絡に努める。
- 2、特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為を行わない。
- 3、この会またはこの会の役員の名で公私の選挙に立候補をし、また候補者の推薦をしてはならない。
- 4、学校の人事、教育内容、その他管理には干渉しない。

### 第4章 会 員

第5条 この会の会員は次の通りである。

- 1、桜井小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わるもの(以下保護者という)。
- 2、桜井小学校に勤務する教職員。

第6条 令和7年度の会費は月額200円とする。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務とを持っている。

### 第5章 経 理

第8条 この会の活動に必要な経費は会費、寄付金、その他の収入によってまかなわれる。

第9条 この会の経理は総会で承認された予算にしたがって行われる。

第10条 この会の決算は会計監査をうけた後、総会に報告され承認を得る。

第11条 この会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

### 第6章 役 員

第12条 この会の役員は次の通りである。

会長1名(保護者) 副会長2名(保護者)  
書記2名(保護者・教員) 会計2名(保護者・教員)

会長が必要と認めた時は顧問を設置することができる。

(顧問は、本部役員経験者とする)

会長が必要と認めた時は役員または幹事を増員することができる。

(例として、円滑運営や市P連役員等が回ってきた場合など)

第13条 役員は立候補または推薦委員によって選出され、会計監査委員および他の委員を兼ねることはできない。但し、特別委員会を除く。

第14条 保護者員から選出された役員の任期は1年(4月1日から翌年の3月31日)とし、再選を妨げない。役員に欠員が生じた時は総会にかける。但し、その任期は残任期間とする。

第15条 会長は次の職務を行う。

- 1、本会を代表し、会務を掌る。
- 2、総会および運営委員会を招集する。

- 3、運営委員会の承認を得て、各常置委員会および特別委員会ならびに地区委員会の委員長を委嘱する。
- 4、会計監査委員会、役員・会計監査委員候補者推薦委員会を除くすべての会に出席して意見を述べることができる。

第16条 副会長・幹事・顧問は次の職務を行う。

- 1、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 2、幹事は、市P連役員等が回ってきた場合、会の代表として参加する。必要に応じて運営委員会に参加する。
- 3、顧問は、会長を補佐し、必要に応じて運営委員会に参加する。

第17条 書記は次の職務を行う。

- 1、総会および運営委員会の議事やこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2、会長の指示に従って会の通知や書類の保管などこの会の庶務を行う。

第18条 会計は次の職務を行う。

- 1、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を行う。
- 2、年度始め総会において会計監査委員の監査を経た決算報告を行う。
- 3、予算の立案について協力する。

## 第7章 会計監査委員会

第19条 この会の経理を監査するため3名の会計監査委員を置く。

第20条 会計監査委員会は、隨時この会の経理を監査し、総会に報告する。

第21条 会計監査委員の任期は1年（4月1日から翌年の3月31日）とし、再選を妨げない。

会計監査委員に欠員が生じた時は総会にかける。但し、その任期は残任期間とする。

## 第8章 役員・会計監査委員候補者推薦委員会

第25条 役員および会計監査委員の候補者を推薦する時は役員・会計監査委員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）があたる。

第26条 推薦委員による役員・会計監査委員の選出の方法は細則に定める。

第27条 推荐委員は、令和6年度より常置委員会とする。

## 第9章 総 会

第28条 総会は全会員を持って構成され、この会の最高決議機関である。

第29条 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は原則として年度始めと年度末に開く。臨時総会は運営委員会が必要と認めた時または会員の10分の1以上の要求があった時に開く。

第30条 総会は全会員の6分の1以上の出席および委任で成立し、議案書の承認は書面の多数決で決める。ただし、必要な時は会員の出席を伴う総会を開催する。

## 第10章 運 営 委 員 会

第31条 運営委員会は役員、広報、学年、推薦、地区委員長および校長、教頭、教務をもって構成する。

1、常置委員会によって立案された事業計画を審議検討し、連絡調整をはかる。

2、総会に提出する議案を作成する。

3、総会で委任された事項を処理する。

4、その他、特別な事情を生じた場合の処理をする。

第32条 運営委員会は会長が必要と認めた時と運営委員の過半数の要求があった時に開く。

第33条 運営委員会は委員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決める。

## 第11章 常置委員会および特別委員会

第34条 この会に広報、学年、推薦委員会の常置委員会を置き、必要な事項について立案し実施する。必要な事項は細則に定める。

第35条 特別な事項について必要のある時は、特別委員会を設けることができる。必要な事項は細則に定める。

## 第12章 その他の委員会

第36条 その他の委員会として地区委員会を置き、必要な事項は細則に定める。

## 第13章 事務職員

第37条 この会に事務職員を置くことができる。職務内容その他については運営委員会において決める。

## 第14章 細則

第38条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。細則を制定したり、または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第15章 改正

第39条 この規約は書面総会において全会員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

## 第16章 付則

第40条 この規約は平成30年4月1日より施行する。

昭和44年 2月18日一部改正	昭和45年 4月27日一部改正	昭和47年 4月20日一部改正	昭和49年 4月23日一部改正
昭和51年 1月19日一部改正	昭和52年 1月21日一部改正	昭和56年 1月28日一部改正	昭和62年 4月27日一部改正
平成元年 3月15日一部改正	平成5年 3月15日一部改正	平成10年 3月13日一部改	平成18年 3月30日一部改正
平成19年 3月 9日一部改正	平成21年 3月 9日一部改正	平成23年 3月 7日一部改正	平成27年 3月 3日一部改正
平成28年 3月 1日一部改正	平成29年 3月 1日一部改正	平成30年 3月 2日一部改正	令和3年 3月 4日一部改正
令和 4年 3月 4日一部改正	令和 4年 4月28日一部改正	令和 5年 3月 3日一部改正	令和 6年 3月 1日一部改正
令和 7年 4月30日一部改正			

## 細則

### 第1章 役員・会計監査委員ならびに選挙管理委員の選出および就任

第1条 役員・会計監査委員ならびに選挙管理委員の選出および就任は次の通り行う。

- 1、令和6年度より役員・会計監査委員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を常置委員会とし、他の委員会と同じ選抜方法とする。
- 2、推薦委員は役員および会計監査委員候補者になることはできない。
- 3、役員にはすべての会員、会計監査委員には過去5年以内の運営委員経験者が立候補することができる。
- 4、役員および会計監査委員は、会員の選挙によって選出される。選挙規定は別に定める。
- 5、役員および会計監査委員は、年度末総会の承認を経て就任する。

## 第2章 総会

第2条 定期総会は次のことを行う。

- ・年度始め総会 事業計画と予算案の承認、会計監査委員の監査を経た決算報告の承認、その他。
- ・年度末総会 事業報告、役員および会計監査委員の承認、その他。

## 第3章 常置委員会

第3条 常置委員会として、広報、学年、推薦委員会を置く。

- 1、学年委員会は原則として各学年2名ずつで構成する。

第4条 各常置委員会の委員は、次の方法により選出され、会長が委嘱する。

- 1、学年委員会を除く各常置委員会に互選による委員長1名、副委員長1名を置く。
- 2、学年委員は、原則として各学年から互選により2名ずつ選出する。
- 3、各学年委員会は、互選による委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4、学年委員会は必要に応じ全学年委員会を開くことができる。まとめ役を1名置く。
- 5、教職員は各委員会の委員となる。

第5条 常置委員会は次の仕事をする。

- 1、広報委員会 会報の発行、その他広報活動により会員の意識向上につとめる。
- 2、学年委員会 学校および担任ならびに学級相互間の連絡につとめ、学校行事に協力する。  
また、次年度常置委員の選出の推進をする。

- 3、推薦委員会 役員・会計監査委員候補者の選考を行い、推薦する。  
 第6条 常置委員会の委員の任期は1年（4月1日から翌年の3月31日）とし、再選を妨げない。  
 第7条 常置正副委員長に欠員の生じた場合は、常置委員の互選により補充する。  
 第8条 特別委員会の委員は運営委員会の推薦により会長が委嘱し、その任務が終了した時に解任される。必要に応じて、会長の要請により正副委員長が運営委員会に出席する。

#### 第4章 地区委員会

- 第9条 地区から選出されて、会長が委嘱した地区委員（教職員を含む）は、会員相互の連絡親睦をはかると共に、校外における児童の生活指導を行い、交通安全指導に協力する。  
 第10条 各地区的委員の互選による各地区委員長1名を置く。また、各地区委員長が正副委員長となる。  
     1、正副委員長は、地区の連絡と次年度地区委員の選出の推進をする。  
 第11条 地区委員会の委員の任期は1年（4月1日から翌年の3月31日）とし、再選を妨げない。  
 第12条 地区正副委員長に欠員の生じた場合は、地区委員の互選により補充する。

#### 第5章 慶弔規定

- 第13条 慶弔規定は別に定める。

#### 第6章 改 正

- 第14条 この細則は運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

#### 第7章 付 則

- 第15条 この細則は令和2年4月1日より施行する。  
 ただし、第3章第3条および第4条は令和3年4月1日より施行する。

昭和44年 2月13日一部改正	昭和44年 4月20日一部改正	昭和45年 4月27日一部改正	昭和49年 4月19日一部改正
昭和51年 1月19日一部改正	昭和52年 1月21日一部改正	昭和56年 1月28日一部改正	昭和58年 1月21日一部改正
昭和62年 4月27日一部改正	平成元年 3月15日一部改正	平成5年 3月15日一部改	平成5年12月 4日一部改正
平成10年 3月 7日一部改正	平成11年 1月16日一部改正	平成11年 7月 3日一部改正	平成18年 3月30日一部改正
平成20年 9月30日一部改正	平成21年 3月 9日一部改正	平成24年 3月 5日一部改正	平成28年 1月22日一部改正
平成29年 1月20日一部改正	平成31年1月17日一部改正	令和 2年1月17日一部改正	令和 3年2月16日一部改正
令和 5年3月 3日一部改正	令和 7年 4月30日一部改正		

#### 慶弔規定

- 第1条 本規定は、つぎに該当する者に適用する。  
 1、本校PTAの会員  
 2、本校に在籍する教職員の父母、配偶者および子  
 3、本校に在籍する児童
- 第2条 前条の執行については会長がこれにあたる。なお執行にあたっては次の基準によるものとする。  
 1、結婚祝金 教職員 5,000円  
 2、傷病見舞金 教職員 3,000円（1ヶ月以上の療養を要した場合）  
                         児童 3,000円（1ヶ月以上の療養を要した場合）  
 3、死亡弔慰金 会員 10,000円および花輪  
                         教職員の実父母ならびに同居の父母、配偶者および子  
                         10,000円および花輪  
                         児童 10,000円および供物
- 第3条 本規定に該当しない特別の事情のある場合は、役員または運営委員会に諮り処理する。
- 第4条 本規定の改正は運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第5条 本規定は平成10年4月1日より施行する。

## **役員・会計監査委員 選出規定**

- 第1条 小田原市立桜井小学校PTA細則第1条に基づいて本規定を定める。
- 第2条 次年度本部役員・会計監査委員に関する公示を行う。
- 立候補の届出手続きは次の通りとする。
- 1、立候補者は推薦委員長へ立候補の意思を伝える。
  - 2、立候補者は立候補の意思を記載し学校へ提出する。
- 第3条 推薦委員会は全候補者の氏名を年度末総会の7日前までに全会員に通知する。
- 第4条 候補者が役員の定数を超えない場合は、年度末総会において出席者の過半数の賛成を以て当選とする。
- 第5条 候補者が定員を超えた場合は、推薦委員長を中心に話し合い等で決定することとする。
- 第6条 本規定の改正は運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第6条 本規定は令和7年4月1日より施行する。

## **スクールボランティアコーディネーター**

スクールボランティアコーディネーターを2年間務めた場合、児童1名分のPTA活動を行ったこととする。

令和7年4月30日一部改正